令和８年度

宮崎県立宮崎西高等学校

生　徒　必　携

（　）年（　）組（　）番（　　）

生　徒　心　得

我々は、宮崎県立宮崎西高等学校の生徒であるという誇りと自覚を持ち、学業に専念するとともに、誠実で敬愛の精神に満ち、創造的な人間性の陶冶を目指して、学校生活を送るように努力する。

1　学習上の心得

本校に入学した目的を忘れることなく、自ら意欲をもって学習に取り組む姿勢を身につけること。バランスのとれた自宅学習（予習・復習）を計画的に実行するとともに、１時間の授業に集中して取り組む真剣さが何よりも大切である。

（1）授業

①自宅学習は、特に予習が重要であることを認識し、時間の確保に努めること。予習では、次時の授業の学習内容を把握し、問題点や疑問点を整理して授業に臨めるように準備すること。
②課題や学習プリントは期限までに提出し、理解しにくい点があれば、担当教師に質問して解決する習慣をつけること。
③チャイムの合図と同時に授業が開始できるように、予鈴で着席し、静粛にして教師の入室を待つこと。
④授業に遅れた場合は、入室後直ちに担当教師に遅刻の理由を申し出ること。
⑤病気などの理由で、体育など見学する必要がある場合は、事前に担当教師に届け出て教師の指示に従うこと。
⑥日頃から、朝課外や放課後学習に真剣に取り組むことで、自分の学習上の不十分な点を克服し、自己の能力を最大限に発揮するよう努力すること。

（2）テスト

①テストには公明正大な態度で臨むこと。
②テストでは、時間終了まで全力を尽くすこと。
③テスト時間中、教科書・プリント等の不要な物品は整理して所定の場所に置くこと。机上には筆記用具だけを置き、筆入れ、下敷きは机上や机中に置くことはできない。
④不正行為はいかなる理由があろうと許されない。不正行為を行った生徒は内規に基づいた指導がなされ、該当の教科・科目の得点を０点とする。
⑤定期テストの７日前から部活動停止とし、７日前からテスト終了までは、職員室・準備室等への生徒入室を禁止する。
⑥西校チャレンジテスト前日および第１日目は、部顧問が練習を必要とした部について、部顧問が当該部員の学力状況を担任に確認したうえで、学力に支障がある者については当該期間の活動を停止する。

（3）進級・卒業

①単位の修得は次の２つの条件を満たすことを原則とする。
　ア　学習成績が、すべて５段階評定の「２」以上であること。
　　（学年末の観点別評価がＣＣＣの場合、修得は認められない）
　イ　出席時数が、その科目の年間授業時数の３分の２以上であること。
②進級・卒業のためには、本校で履修することを定めた教科・科目の単位を全て履修し、出席日数が、出席すべき日数の３分の２以上であることとする。

（4）休学、転学、留学、ホームステイ、退学

① 休学

ア 原則として１ヶ月以上の病気のために就学が困難である生徒は休学が許可される。その際、事前に医師の診断書を添付して「休学願」を提出し校長の許可を得なければならない。

イ アの他に、特に校長が認めた場合は休学が許可される。

ウ 次年度も継続して休学を必要とする場合は改めて、校長の許可を得なければならない。

エ 休学から復学する場合は、事前に「復学願」を提出し校長の許可を得なければならない。

②転学

他の高等学校への転学を希望する場合は、事前にその理由を記載した「転学願」を提出し、校長の許可を得なければならない。

③留学、ホームステイ

留学やホームステイを希望する場合は、事前に十分な時間的余裕をもって「許可願」を提出し、校長の許可を得なければならない。

④退学

退学する場合は、事前に「退学願」を提出し、校長の許可を得なければならない。

２ 生活行動上の心得

（1）学校生活

学校生活は集団生活であるので、常に相手の立場を尊重し、協力し合い、思いやり優しさ溢れる校風を創ろう。

①登校時間は、朝の講座に参加している生徒は７：２５、その他の生徒、または朝の講座がない時は８：２０とする。時間に余裕を持ち、始業１０分前までに登校するよう努めること。下校時刻は、１９：００とする。（１９：２０までには校門を出ること。）

②休日（土、日、祝祭日）については、９：００に校舎が解錠される。１６：００までの下校を厳守すること。

③長期休業中の平日の下校時刻は、１８：００とする。（１８：２０までには校門を出ること。）

④登校してから下校するまでの間に、校外に外出する場合は「外出願」（生徒必携の許可欄）を学級担任に提出し許可を受けること。

⑤休憩時間は静粛に過ごし、次時の準備に当てること。放課後は放課後学習や部活動等に積極に取り組むこと。

⑥個人で休業日に登校し、施設・設備を使用する場合は、教師または警備員に届けてその指示を受けること。なお、教室、自習室および職員室前の自習机を使用する場合は、制服・体育服（ジャージ）・部活動指定のユニフォーム（ジャージ）とする。また、教室を除いて当該施設における飲食は一切認めない。

⑦掲示物の掲示、印刷物の配布は、あらかじめ生徒支援部の許可を受けてから、指定の場所に掲示、配布すること。

⑧無用の金銭や貴重品、及び不要物（ゲーム等）は学校に持って来ないこと。

（2）校外生活

常に宮崎西高校生としての自覚と誇りを持ち、責任ある態度で行動しよう。

①家庭においては、保護者等を中心に敬愛の情に溢れた明るい家庭をつくるように積極的に努めよう。また、地域社会においても、ボランティア活動などを行い、社会の信頼と期待にこたえ、地域社会に貢献しよう。

②学校で計画されたもの以外の旅行、登山、キャンプ等を計画したり、参加したりする場合には、保護者等の同意を得るとともに、保護者等の中から、引率責任者が同行するか、それに準ずる責任者がいる場合以外は実施しないようにする。

③交通規則を守り、事故防止に心がける。

④夜間の外出は原則として２１：００までとする。外泊は認めない。

⑤交友関係に留意し、高校生として不健全な場所（パチンコ、競輪場等）へは出入りしないようにすること。

（3）生活一般

公正な判断力を持ち、高校生としての本分を忘れず、進んで豊かな情操と健全な身体の錬磨に努めよう。

①交友関係は人格形成に大きな影響がある。良き友を得ると同時に、自らが良き友になるように努めよう。
②法規並びに学校で定められた規則・心得に反する行動はしてはならない。暴力行為は、いかなる理由があっても絶対にしてはならない。
③学校の備品・用具を使用する場合は、事前に関係職員に届け許可を受けること。学校の施設は公共物なので、大切に使用すること。
④アルバイトは原則として禁止する。（特別の事情がある場合は申し出ること。）

（4）保健衛生

常に清潔を保ち、規則正しい生活と、適度な運動を通して、積極的に健康の保持増進に努めよう。

①教室などは常に清潔にし、消毒・換気に留意するとともに学習時の姿勢を正しくしよう。
②健康診断の結果、疾病（むし歯など）の治療を要する者は、速やかに治療しよう。
③感染症（新型コロナ、インフルエンザ等）にかかった場合は、学校に届け出ること。
④悩みや心配事は、保護者・教師・友人等に相談し、安定した気持ちで生活できるように努めよう。
⑤部活動やスポーツ活動を通して、体力づくりに努めよう。
⑥規則的な生活を心がけ、バランスのよい食事をとり、健康的な生活スタイルを確立しよう。

（5）携帯電話・スマートフォン・ＳＮＳの使用

事件や事故、トラブルに遭わないよう細心の注意を払って利用し、日常生活に支障をきたさないような利用を心掛けよう。

①携帯電話・スマートフォン等の利用については、家庭内でルールを決めること。
（学習や睡眠の時間等を確保するため。）
②他人を誹謗中傷するような書き込みをしないこと。
（書き込んだ場合、特別指導の対象とする。）
③個人のプライバシー（住所、年齢、性別、氏名、顔写真、電話番号、メールアドレス等）に関する情報をアップしないこと。
④将来の進路や知的探求心に役立つような活用の仕方をすること。
⑤校内に携帯電話・スマートフォン等を持ち込む際は、次頁の同意書を担任へ提出し、持ち込み規定を遵守すること。
＊気になる書き込みがあった場合はスクリーンショットなどで記録し、保護者などに相談しよう。

（6）特別指導

以下の問題行動が確認された場合、またはそれ以外でも審議により特別指導となる場合がある。

飲酒（ノンアルコール飲料含む）・喫煙（電子タバコ含む）・たばこ所持（電子タバコ含む）・暴力行為・窃盗・無断アルバイト・無断免許取得・考査中の不正行為・考査後の答案改ざん・携帯等による誹謗中傷・いじめ・不純異性交遊・器物破損・不法侵入・教師への暴言・選挙違反・不健全娯楽

その他法令に反するもの

令和８年度 携帯電話・スマートフォン等の持ち込み規定に関する同意書

宮崎西高等学校長 殿

下記に示されている携帯電話・スマートフォン等の持ち込み規定及び注意事項を遵守します。また、規定に違反した場合は学校の指導に従うことに同意します。

１．携帯電話・スマートフォン等の持ち込み規定

（１）学校では電源を OFF にする。
西高生として勉強を第一とすることが望ましいと考える。よって、登校後、下足室で電源を OFF にし、カバンの中で保管をする。学校に持ち込む際には、セキュリティの観点からスマホには暗証番号等を設定すること。
（２）登下校時は交通法規を遵守する。
音楽を聴きながらの自転車運転、歩きスマホなどの法令に反する行為は行わない。
（３）放課後の迎えの連絡のみ可とする。
保護者等への送迎の連絡のみ使用を許可する。使用場所は下足室及び体育館正面出入口付近のみとする。
（４）携帯電話・スマートフォン等は自らの責任の下、自己管理する。

R７年度第１０３期生徒会総務作成

２．注意事項

（１）登下校中や学校に滞在している時だけでなく、いかなる時も法令は遵守すること。
（２）使用上のマナーを守り、ＳＮＳ上のトラブル等を起こさないようにすること。
（３）携帯電話・スマートフォン等は、部活動時・休日登校時も含めて、自らの責任の下、自己管理すること。
（４）この同意書は、携帯電話・スマートフォン等の持ち込み規定に関する同意であり、持ち込まないという判断をしても構わない。また、この同意書によって、現在、携帯電話・スマートフォン等を持っていない生徒に購入を勧めるものではない。
（５）上記の規定に違反があった場合は、保護者等同伴で当該生徒に指導を行う。
＊違反の内容や、違反が繰り返された場合は一時預かる場合もある。

令和 ８年　　月　　日

年　　組　　番

生 徒 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

３　服装容儀

西校生の心得～西校プライドと自治の醸成～

R4.4改訂

	西校	備考	
		高校	中学
頭髪や眉	清潔感・社会的品性のある髪型にしよう。 ○目や肩にかかる場合は、ゴムやピン（髪色と同系色のもの）でまとめよう。 ○髪・眉の加工や化粧は、しないようにしよう。 ○髪染やピアスはしないようにしよう。 ○頭髪や眉等に悩みがある場合は、相談窓口(相談しやすい先生等)を利用しよう。		・中体連やその他の大会等に出場できない場合があるので、髪や眉などの加工はしないで、悩みがある場合は、必ず相談してください。
制服	清潔感と品格のある着こなしをしよう。 ○制服は、学校指定のものを着用しよう。 **（別途ドレスコードを参照）** ○式典や指定された時以外は、冬服、合服、夏服のいずれかを体調に合わせて、各自で判断して着用しよう。 ○靴下は、制服の着こなしを損なわないものを履こう。ただし、式典や公式行事などの場合は、白もしくは黒の靴下か黒のタイツで揃えよう。（別途教室掲示）	・下校での服装は制服、部活動指定ユニフォーム、および体育のジャージでも構いません。	・下校の際は、保護者の迎えがない場合でも部活道着や体操服、ジャージでも構いません。
防寒具	健康・安全性に配慮し品格のある寒さ対策をしよう。 ○体調に合わせて、自分で判断して着用しよう。 ○マフラー・ネックウォーマー等は、華美でないものを着用しよう。ただし、登下校に伴う教室までの着用以外の校内移動では、着用しないようにしよう。 ○防寒具で授業を受けたり、校内を移動したりしないようにしよう（セーターは学校指定）。 ○登下校中、制服の上に防寒着を着用する場合は、安全性に十分注意をしよう。 ○膝掛けを使用する場合は、華美でないものとし、式典では使用しないようにしよう。 ○冷房対策のためにジャージを着用する際は、教室のみにしよう。 （別途教室掲示で指示します）	**学校生活において、指定以外の服装をする場合は「異装届」または「制服補正許可願」を生徒支援部へ提出すること。**	・膝掛けは、体育館や新武道場での集会時の使用もできますが、紛失に注意をしてください。 ・登下校中の制服の上に着用する防寒着は、部活動で使用するウィンドブレーカー等でも構いません。
その他	○学校外や登下校中も、地域に愛される西校生をめざそう。 ○明記されていないからといって、「やってもよい」というわけではありません。西校プライドをもち、考えて行動しよう。 ○定期的、対話的に心得の確認を行い、自治の醸成を図ろう。	・学校指定の西校バックを使用してください。それ以外のスポーツバック等は華美でないもので、安全性に配慮したものを使用してください。	・通学かばんとサブバッグは、学校指定のものを使用してください。また、取り違え防止のために、握りこぶし程度の目印をそれぞれ１つ付けてください。（缶バッジ類は危険です。）

各種学年色	１年	２年	３年
スリッパ	緑	青	赤
名　札	黄	青	赤
自転車ステッカーのライン	黄	青	赤
ジャージの名前	緑	青	赤

名札
〇校内では名札を着用しよう。
名札を忘れた場合は、仮名札を着用しよう。（仮名札は、朝の SHR 後に学年主任の先生から借用し、放課後に返却することになっています。）
〇名札を紛失した場合は、すぐに売店に注文しよう。（新しい名札が届くまで仮名札を着用し、届いたらすみやかに学年主任の先生に返却してください。）

登校時の服装
〇平日は基本的に制服で登校する。
〇休日は制服・体育服（ジャージ）・部活動指定のユニフォーム（ジャージ）とする。
下校時の服装
〇平日・休日ともに制服・体育服（ジャージ）・部活動指定のユニフォーム（ジャージ）とする。

４　通学用自転車、バイク通学、自動車普通運転免許取得

（１）自転車保険に必ず加入すること。（2021 年４月より宮崎県自転車条例施行により義務化）
（２）通学に用いる自転車にはステッカーを所定の箇所に貼ること。また、反射サイクルカラーを装着し、自転車は常に整備しておくこと。
（３）交通法規を遵守し安全に努めること。スピードの出し過ぎ、並進、傘さし運転、二人乗り、無灯火、信号無視、右側通行等をしてはならない。
（４）自転車は必ず駐輪場の所定の位置に施錠（二重ロック）して置くこと。
（５）改正道路交通法の施行により、令和５年４月１日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。これにともない、令和６年４月１日から本校生徒が自転車を利用する場合のヘルメット着用を義務化しています。
（６）バイク通学は原則として許可しない。但し、以下の条件を満たした場合に限り、審議の上認める。
①原則として、自宅から学校までの通学距離が実測１２ｋｍ以上あること。
②上記①の条件を満たして、自宅から適切な交通手段がないところや最寄りの公共交通機関のない地域（高岡中、本庄中、木脇中、八代中、綾中通学地区のみ）に限る。
③許可された者は、バイク通学許可ステッカーを必ず貼付すること。
（７）自動車普通運転免許の取得については、就職先から要請があった場合に限り許可する。
（自動車学校の入校時期については別途連絡します）

5　諸願、諸届

（１）以下は事前に関係教師に願出の上、許可を受けること。
「早退許可願」「欠課許可願」「見学許可願」「異装許可願」「外出許可願」
「施設設備使用許可願」「受験旅行許可願」「学生運賃割引証交付願」
（２）以下は所定の様式により届け出ること。
「盗難（紛失）届け」「交通事故届け」
（３）欠席、遅刻する場合は、保護者が電話等で連絡すること。
（４）忌引日数
父母（７日）、祖父母兄弟姉妹（３日）、曽祖父母・叔父叔母（１日）、

6　図書館の利用心得

（１）開館は、平日８：２０～１８：００までとする。
（２）休館日は、祝祭日および学校休業日とする。
（３）図書館に入館する際はノート、教科書、筆記用具以外はできるだけ持ち込まないようにすること。カバンなどの荷物がある場合は、入り口横のロッカーに入れること。
（４）入館時には手洗を励行すること。
（５）図書館は全校生徒、職員の学習、探究、読書の場であることを認識し、その機能が十分発揮されるよう配慮すること。
（６）特に館内では私語を慎み他人の迷惑になるような行為をしてはならない。
（７）図書その他の資料、施設、備品等は大切に取り扱うこと。特に図書への書き込み、切り抜き、又貸しなどしてはならない。
（８）館外貸出期間は貸出日から２週間以内とし、１回の貸出冊数は一人５冊以内とする。長期貸出期間（夏･冬･春休業）の貸出冊数は無制限とする。
（９）貸出を希望する者は、希望の図書を受付カウンターに持って行き、手続きをすること。
（10）参考図書や、［禁帯出］［館内］等の表示のしてある図書は原則として館外貸出はしない。
（11）返却日は必ず守り、もし読み終わらなかった際は再度貸出手続きをとること。
（12）借りた図書、その他の資料は責任をもって保管し、万が一破損・紛失した場合は弁償すること。
（13）無断で図書や資料の持ち出しはしないこと。
（14）利用した図書、その他の資料は必ず所定の位置に返却すること。
（15）利用後の館内の整理・整頓、忘れ物などに注意すること。
（16）その他館内においては職員の指示に従うこと。

生　徒　会　規　約

Ⅰ　総　　則

第１条　本会は，宮崎県立宮崎西高等学校生徒会と称する。

第２条　本会は，本校生徒全員によって構成される。

第３条　本会は，会員ひとりひとりが誠実にして互いに敬愛の念をもって交わり，温かいい友情と協調の精神を培い，自主・創造性に富む責任ある行動のもとに健全明朗な学園を建設することを目的とする。

第４条　本会の活動は，学校教育の一環としてすべて校長の承認のもとに行われるものである。

Ⅱ　組　　織

第５条　本会は，その目的を達成するため，最高の議決機関として生徒議会を置き，執行機関として総務委員会を置く。なお，その基盤はホームルームとする。生徒議会の細則は別に定める。

第６条　総務委員会の運営を円滑にするため次の機関を置く。

１　各種委員会（風紀委員会・交通委員会・美化委員会・保健委員会・体育委員会・ボランティア委員会・図書委員会・広報委員会）
２　クラス運営委員会
３　部　長　会
４　予算委員会

第７条　本会の特別委員会には，選挙管理委員会会計監査委員会を置く。特別委員会の細則は別に定める。

第８条　本会の目的達成のため，特に全校生徒で討議する必要がある場合は校長の承認を得て生徒集会を開くことができる。

Ⅲ　役員及び活動内容

第９条　生徒議会は，各ホームルームの委員長及び総務委員をもって構成し，次の事項を審議議決する。但し議決事項の実施にあたっては，校長の承認を得なければならない。

１　会員並びに予算決算の承認
２　特別委員会委員の承認
３　部の新設廃部の承認
４　生徒会規約の改正
５　その他本会の目的を達成するため必要な事項

第１０条　総務委員会は，委員長 1 名，副委員長 1 名，会計 1 名，幹事 6 名で構成し，その任期は 6ヶ月ごとに公選による 2 期制とする。前期は 6月から 11 月まで，後期は 12 月から 5 月までとする。但し後任者が決定するまでは前任者が総務委員会を継続する。

第１１条　総務委員会は，生徒議会の議決事項を執行し，次の事項を行う。

１　各種委員会，クラス運営委員会，部長会および予算委員会の統括
２　議案及び生徒会予算案・決算報告書の作成
３　部活動に関する事項
４　その他本会の目的を達成するため必要な執行に関する事項

第１２条　各種委員会は，各ホームルームの当該委員 2 名及び総務委員をもって構成し，その役員は，委員長，副委員長，書記，各 1 名を委員の互選によって定め，次の活動を行う。

１　風紀委員会・・・・校内における生徒の規律ある生活の維持
２　交通委員会・・・・交通道徳の高揚と登下校における交通指導及び安全生活の維持
３　美化委員会・・・・⑴校内における美化活動　⑵学校環境の緑化
４　保健委員会・・・・保健に関する事項

５　体育委員会・・・・体育に関する事項
６　ボランティア委員会・・・・⑴国際交流事業に関する事項
⑵ボランティア活動に関する事項
７　図書委員会・・・・図書館活動の参加と奉仕
８　広報委員会・・・・HP 作成・オープンスクールなどの学校の広報活動

第 13 条　クラス運営委員会は，各ホームルーム運営委員 2 名及び総務委員をもって構成し，その役員は委員長・副委員長・書記各 1 名を委員の互選によって定め，次の活動を行う。
１　ホームルームにおける一般的事項
２　ロングホームルームに関する事項

第 14 条　部長会は，各部の部長及び総務委員をもって構成し，その役員は委員長，副委員長，書記各 1 名を部長の互選によって定め，次の活動を行う。
１　部の活動に関する連絡調整
２　部の予算作成の調整

Ⅳ　部　活　動

第 15 条　本会は，会員のひとりひとりの個性を伸長し，友情を育て，あわせて連帯意識を高めるための活動として部を設置することができる。部活動は文化的・体育的・生産的活動の分野にわたり，希望者をもって組織する。部には顧問教師を置き，その役員は部員の互選により部長・副部長各 1 名を置く。

第 16 条　部の新設廃部及び活動の停止は，次の定めによる。
１　同好会の新設を希望する場合は，顧問・活動場所の確保をした上で，総務委員会に申請し，生徒支援部・生徒議会の承認を得なければならない。
２　部への昇格については，原則として同好会を３年間継続的に活動したことを条件に，総務委員会・生徒支援部がその実績などを審議し，生徒議会の承認をえなければならない。
３　部の廃部は，総務委員が検討し，生徒議会の承認をえなければならない。
４　部または部員が本会の目的に反する行為を行った場合，校長はその活動を停止することができる。

Ⅴ　会　　計

第 17 条　本会の会計は原則として会員の納入する会費をもってこれにあてる。

第 18 条　会計年度は４月１日より翌年の３月 31 日までとする。

Ⅵ　付 則

第 19 条　本規約は昭和 49 年 10 月 1 日から実施する。
令和４年４月 14 日一部改正

生徒議会細則

第１条　本細則は，生徒会規約第５条によってこれを定める。

第２条　生徒議会の議長（1 名）副議長（1 名）および書記（2 名）は，毎期議員の中から議員による無記名投票により選出する。議長，副議長に選ばれたホームルームの委員長は，議員の権限をそのホームルームの副委員長に譲らなければならない。

第３条　生徒議会は，必要に応じて総務委員長があらかじめ議長の承諾を得てこれを召集する。

第４条　生徒議会の開会は，議員定数の３分の２以上をもって成立する。
（但し１月から３月までは１・２年生議員の３分の２）

第５条　生徒議会の議決は，議員の過半数の賛成をもって決定する。但し予算決算の承認・生徒会規約改正等，重要事項については，3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

第６条　生徒議会の開会の議員定数並びに議決には総務委員を含まないものとする。

第７条　議会における発言はすべて議長の許可をうけなければならない。

第８条　議長は，議会において議事整理のため必要があると認めるときは議員の発言を停止することができる。
第９条　傍聴者は，審議に参加することはできない。また傍聴者が議事の進行を妨害するとき議長は退場を命ずることができる。
第 10 条　生徒議会が 3 分の 2 以上で特に生徒集会を必要とした場合その生徒集会の議題及び議事運営をあらかじめ定め，総務委員長がこれを召集する。その場合，生徒集会の議長・副議長は，生徒議会の議長・副議長があたるものとする。
第 11 条　生徒集会において討議した事項のうち議決を要するものは，各ホームルームにおいて再度審議し生徒議会において議決しなければならない。

特別委員会細則

第１条　本細則は，生徒会規約第 7 条によってこれを定め，総務委員選挙並びに生徒会会計監査に適用する。

生徒会選挙管理委員会

第２条　選挙管理委員会の委員は、総務委員会が指名し，生徒議会の承認を得なければならない。なお委員会は６名で構成し委員長１名を委員の互選によって定め任期は４月から翌年３月 31 日までとする。但し選挙に関係ある者はこの委員になることはできない。
第３条　選挙管理委員会は，次の事項を行う。
１　選挙期日の公示
２　立候補届の受理
３　選挙運動期間の設定（但し 1 週間以内）

その他選挙に必要な管理及び運営

第４条　選挙は５月と 11 月に行う。但し被選挙権を有するものは１・２年生とする。なお補欠選挙を行う必要がある時は生徒議会において決定する。
第５条　立候補者独自の選挙運動は，授業及び学校行事に支障のない範囲で行う。
第６条　選挙に必要な経費は，総務委員会より支出する。

生徒会会計監査委員会

第７条　会計監査委員会の委員は総務委員会が指名し，生徒議会の承認を得なければならない。なお委員会は３名で構成し委員長１名を委員の互選によって定め任期は４月から翌年３月 31 日までとする。但し一部及び各種委員会等の役員は，委員になることができない。
第８条　会計監査は３月に行う。
第９条　会計監査に必要な各委員会・各部の関係諸帳簿等は監査委員の要請に応じて提出しなければならない。
第 10 条　会計監査要員会は監査結果について報告書を作成し，生徒議会に提出しなければならない。

生徒会慶弔規定

第１条　生徒会規約第３条の目的を達成するために下記の項目を設け、慶弔の意を表する。
（但し、返礼は行わないものとする）
１　会員の死亡　・・・・・　１０，０００円
２　会員の第一親等死亡・・・・・５，０００円
（付則）１ 生徒の死亡については、１万円相当の生花を敬供する。
２ 本会の規定以外の特殊事情が生じたときは検討する。
本規定は平成２２年４月１日から実施する。

部活動派遣規定（生徒支援部内規より抜粋）

第７条（派遣資格）

以下に示すような場合は、原則として派遣を認めない。

（１）参加する生徒が欠点を有する場合。
（大会に近い学期末の時点で評価 CCC の科目を３科目以上有する者）
（２）参加する生徒の出席状況が悪い場合。
（３）特別指導解除後１ヶ月に満たない場合。
（４）その他、明確な根拠のもと、担任が出場を認めない場合。
（５）保護者が出場を認めない場合。

校則の改正または廃止の手続き

（１）生徒会総務は、生徒の意見を集約し校則の改正または廃止を求めることができる。
（２）校長は、生徒会総務からの求めがあった場合、または校則の見直しが必要となった場合は、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校評議員会・PTA 役員会・運営委員会などでその内容について議論するものとする。
（３）校長は、学校評議員会等での議論を踏まえ、校則の改正または廃止について決定するものとする。
（４）前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

【生徒会組織図】

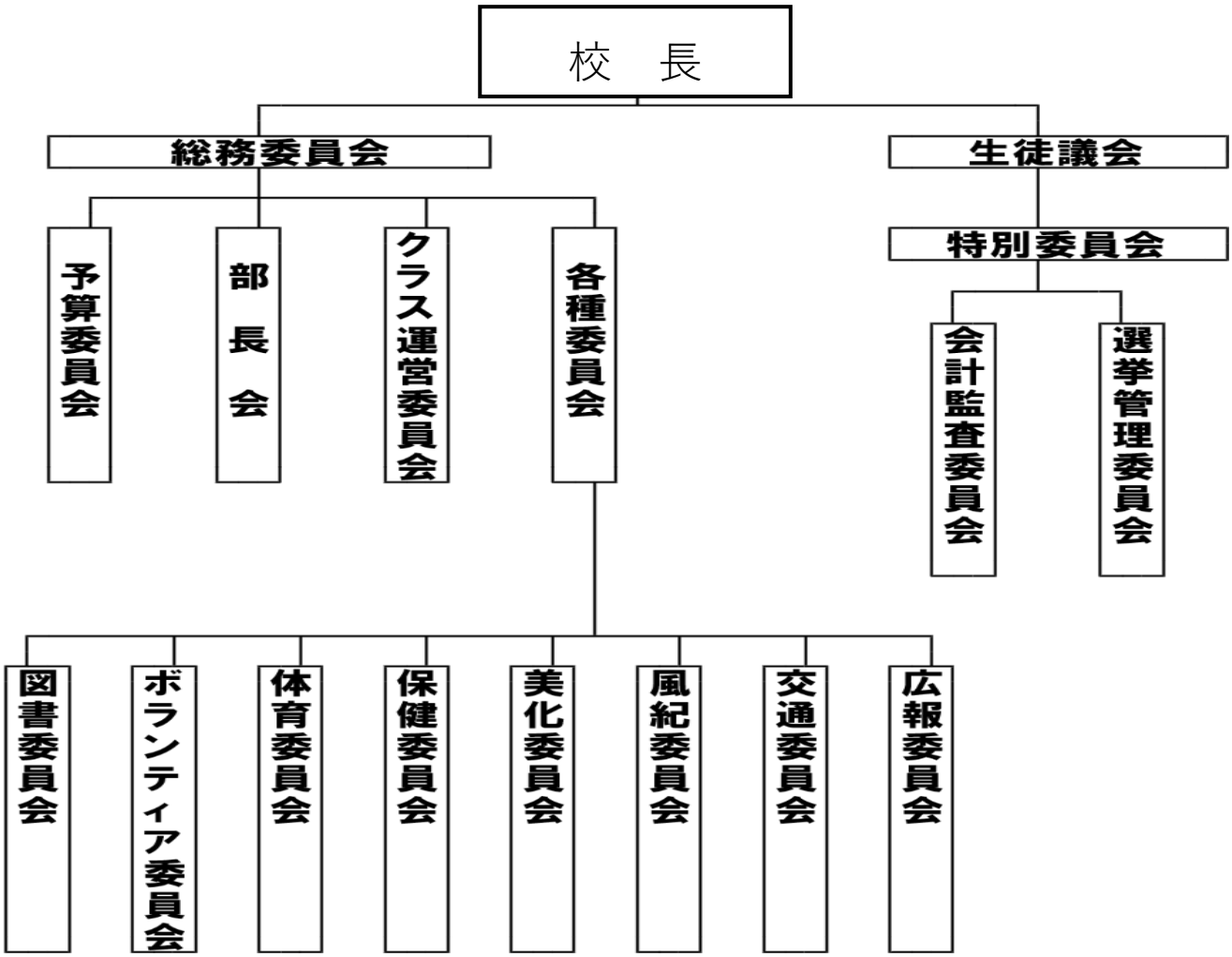

登校時の校外駐車場の利用について

昴大塚校様、株式会社響様のご厚意により、現在、下記の通り４カ所の駐車場を登校時に利用させていただいております。安全に十分留意して利用してください。

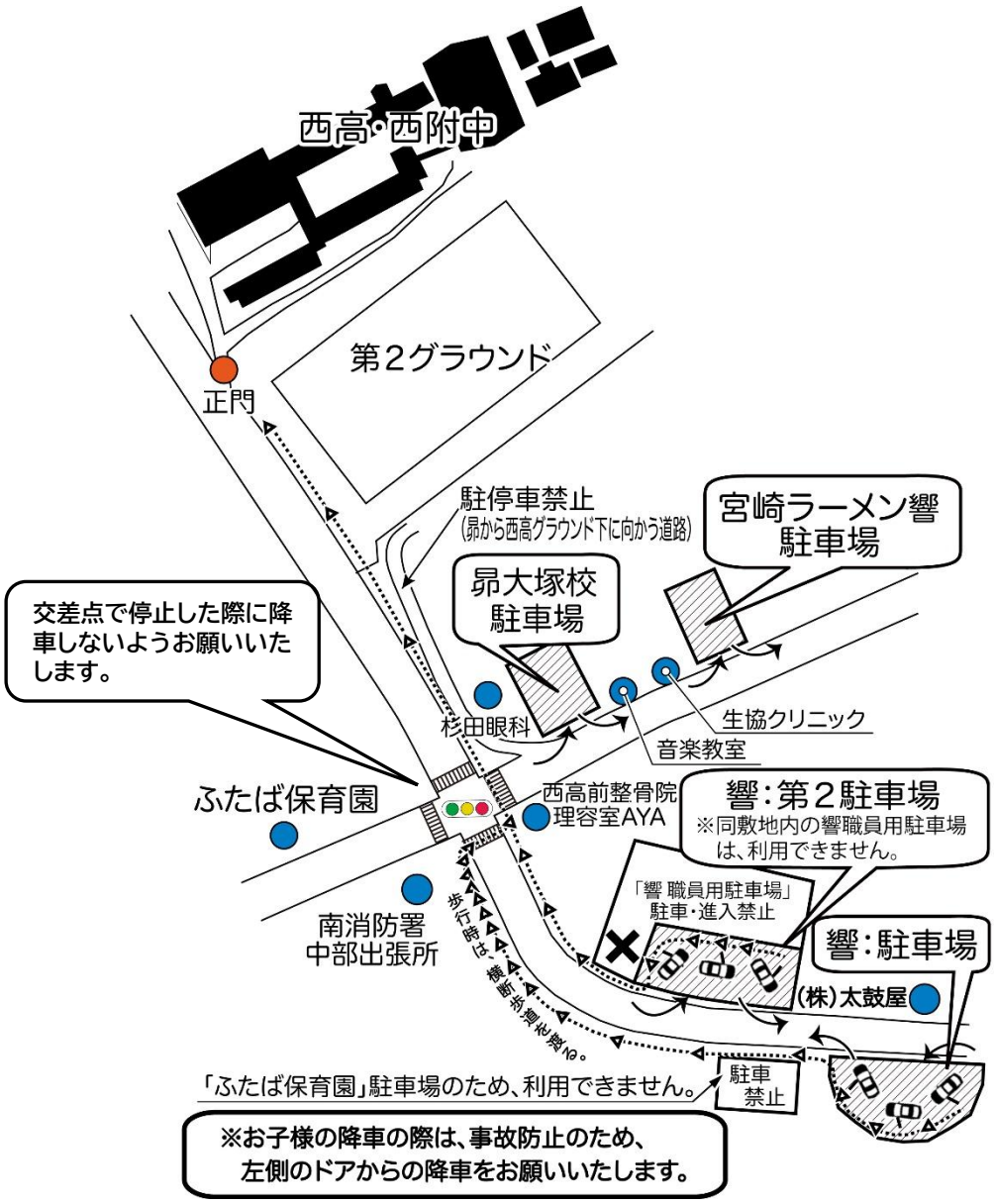

・昴様駐車場（校舎側）、響様駐車場（３カ所）の利用時間は、**平日の早朝限定**です。**平日の夕方、及び土日祝日の利用はできません**のでご注意ください。なお、**響様駐車場（３カ所）の利用時間は７：００～８：２０です。昴様駐車場（校舎側）の利用は７：３０までです。**

・**駐車場への出入りは**、昴様駐車場（校舎側）、響様駐車場（３カ所）とも**すべて左折**でお願いします。

・図中の、響：第２駐車場、響：駐車場で降車した生徒は、**必ず点線の通りに通行**してください。**＊現在、響様駐車場に数台の車が停車しております。ご利用の際はご注意ください。**

・駐車場内の事故につきましては、**昴様、響様、西高・西附、西高・西附ＰＴＡは責任を負いかねます**ので、ご了承ください。

送迎に関する注意事項

・自動車での送迎に関しては、下図の禁止区域での乗り降りをしないようにしてください。周辺に居住されている方から苦情が寄せられています。

・**朝の自動車の校内乗り入れは禁止**です。迎えによる自動車乗り入れは認めていますが、正門から入って左側の駐車場や花壇付近、および事務室前の来客用駐車場に駐車されると渋滞が起こり、事故の心配があるので利用しないでください。必ず体育館前の広場で待機して生徒を乗車させてください。

下校時の車の乗り入れ・乗降について

諸届・許可願

（　　）年（　　）組（　　）番　　生 徒 氏 名（　　）
保護者等氏名（　　印）

1　日　時：令和　　年　　月　　日（　）
2　内　容：（該当項目を○で囲む）

早　退　　欠　課　　見　学　　異　装　　外　出

3　理　由

切り取って担任に提出する

諸届・許可願

（　　）年（　　）組（　　）番　　生 徒 氏 名（　　）
保護者等氏名（　　印）

1　日　時：令和　　年　　月　　日（　）
2　内　容：（該当項目を○で囲む）

早　退　　欠　課　　見　学　　異　装　　外　出

3　理　由

切り取って担任に提出する

諸届・許可願

（　　）年（　　）組（　　）番　　生 徒 氏 名（　　）
保護者等氏名（　　印）

1　日　時：令和　　年　　月　　日（　）
2　内　容：（該当項目を○で囲む）

早　退　　欠　課　　見　学　　異　装　　外　出

3　理　由